



令和3年度
1月28日



学校だより

寒さに負けず、子供たちは元気に学習や諸活動に取り組んでいます。朝は、短縄の持久跳びに挑戦しています。再び新型コロナウイルス感染症の急速な拡大が進む現在、子供たちの安全を第一に考えながら、教育活動を工夫・変更しながら適切に対応していきたいと思えます。子供たちが健康で年度末を乗り切ることができるよう、引き続きご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



体罰について

体罰はいかなる場合も禁止されています（学校教育法第11条）。本校も、その重要性を確認し合っていますが、万が一見落とされ、子供の心身を傷つけてしまうことがあってはなりません。

つきましては、体罰を見逃すことのないように、お気づきのことがありましたら校長または教頭まで直接ご連絡ください。

<調査対象期間> 令和3年4月1日～令和4年3月31日

<体罰に関する解釈>

1) 教員等が児童生徒に対して行った「懲戒行為」が体罰に当たるかどうかは、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、「懲戒行為」をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

2) 1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等 特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。



セクシャル・ハラスメントについて

「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」とは、相手を不快にさせる性的な発言や行為のことをさします。下記のような状況が見られた場合は、校長または教頭まで直接ご連絡ください。

- (例)・みんなの前で、個人的な容姿や体のことを言われて、いやな気持ちになった。
- ・「女のくせに」とか、「男のくせに」など、性別で決めつけられて、いやな気持ちになった。
 - ・道を歩いたり、友達と集まったりしているときに体をじろじろ見られて、いやな気持ちになった。
 - ・体や頭をなでられて、いやな気持ちになった。
 - ・携帯電話などを使い、いやらしい画像が、メールやラインで送られてきた。
 - ・脚などを写真に撮られた。

【大仁小学校】〒410-2321 伊豆の国市三福325

TEL 0558-76-1074 FAX 0558-76-4473 文責：教頭 日吉

HPアドレス <http://ohito-sho.izunokuni.ed.jp/>

保護者の皆さんからのご意見をお待ちしています。
教職員の指導に関しても、不適切であると感じられることがあればお知らせ下さい。

